

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月9日
【四半期会計期間】	第63期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
【会社名】	日清食品ホールディングス株式会社
【英訳名】	NISSIN FOODS HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 宏基
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目28番1号
【電話番号】	(03) 3205-5111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役・CFO(グループ財務責任者) 横山 之雄
【縦覧に供する場所】	日清食品ホールディングス株式会社 東京本社 (東京都新宿区新宿六丁目28番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第63期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第62期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高 (百万円)	90,732	89,125	371,178
経常利益 (百万円)	10,298	11,043	32,794
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,589	7,170	20,496
純資産額 (百万円)	276,867	273,114	271,951
総資産額 (百万円)	395,782	406,648	408,410
1株当たり純資産額 (円)	2,338.83	2,412.74	2,406.26
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	55.37	64.80	177.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	55.36	64.73	176.91
自己資本比率 (%)	68.3	65.7	65.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,662	2,476	40,777
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,193	△1,393	△2,339
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,871	△988	△38,109
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	56,819	72,974	72,688
従業員数 (名)	7,453	7,488	7,388

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 「売上高」には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	7,488 [4,681]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	391 [7]
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期会計期間の平均人員数を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
日清食品 (百万円)	19,695	—
明星食品 (百万円)	5,783	—
低温事業 (百万円)	5,420	—
米州地域 (百万円)	5,057	—
中国地域 (百万円)	2,968	—
報告セグメント計 (百万円)	38,925	—
その他 (百万円)	4,905	—
合計 (百万円)	43,830	—

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 受注状況

重要な受注生産は行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
日清食品 (百万円)	43,986	—
明星食品 (百万円)	10,425	—
低温事業 (百万円)	12,642	—
米州地域 (百万円)	7,219	—
中国地域 (百万円)	4,510	—
報告セグメント計 (百万円)	78,783	—
その他 (百万円)	10,341	—
合計 (百万円)	89,125	—

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
三菱商事(株)	28,803	31.7	29,445	33.0
伊藤忠商事(株)	20,722	22.8	20,555	23.1

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、欧州の財政危機による世界経済の先行き不安があるものの、海外需要の伸びにより、企業業績は、厳しいながらも自律的回復への基盤が整いつつあります。一方、個人消費は、雇用情勢が依然として厳しい状況にあるため、消費者の生活防衛意識も依然として高く、引続き低価格志向にあります。

当社グループのコア事業である即席めん業界においても、少子化による食品市場の縮小や景気低迷による国内市場の成長が頭打ちになるなど、厳しい環境にあります。

このような中、当社グループは、多様化する消費ニーズの3極化に対応した商品提案を行うとともに、当社のイノベーション力を発揮すべく品質向上施策や新価値商品の提案を行ってまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の業績における売上高は、国内においては堅調に推移するものの、為替の影響もあり米州及び中国において前年同四半期を下回ったため前年同四半期比1.8%減の891億25百万円となりました。利益面においては、営業利益は退職給付費用の減少により前年同四半期比23.5%増の98億13百万円となりました。経常利益は前年同四半期比7.2%増の110億43百万円、当四半期純利益は前年同四半期比8.8%増の71億70百万円となりました。

セグメント別の業績の概況は、以下のとおりです。

① 日清食品

当第1四半期の販売状況は、昨年5月に国内感染が確認された新型インフルエンザによる一時的な特需の反動もあり、5月度は前年に対して厳しい結果となりましたが、4月度及び6月度は順調に推移しました。プライベートブランド（PB）からナショナルブランド（NB）への回帰傾向もあり、袋めんでは、「チキンラーメン」「日清のラーメン屋さん」などが好調に推移しました。カップめんでは、当社の品質向上施策や前年10月に発売した当社独自のイノベーション力を活かした新ブランド「日清 太麺堂々」シリーズが寄与するとともに、当社の強みであるブランド力を活かした「カップヌードル」シリーズなどが好調に推移しました。この結果、当期間の売上高は、439億86百万円となりました。利益面においては、原材料価格の落ち着きもあり原価率が低減したことにより、営業利益は、55億36百万円となりました。

② 明星食品

PB商品やオープンブライス商品の伸長、量販店の価格訴求販売等により、NB商品の販売価格も低下する中、明星食品㈱は、いたずらに価格競争に走らずブランド価値を高め利益を確保していく営業政策を継続しました。その結果、スーパーノンフライ製法の技術を活かした「明星 究麺 ソース焼そば」が堅調に推移するほか、「明星 究麺 つけ麺魚介豚骨醤油だれ」「明星 ラーメンの底力 極細バリカタ麺ととろり濃厚とんこつ」が好調となりCVSチャンネル向け商品は売上を伸ばしました。一方、袋めんの「明星 チャルメラ」やカップめんの「明星 一平ちゃん」シリーズなど、主に量販店チャンネルで販売する商品は苦戦しました。この結果、当期間の売上高は、104億25百万円となりました。利益面では、売上高の減少による影響により営業利益は10億95百万円となりました。

③ 低温事業

当第1四半期の低温事業について、日清食品チルド㈱の販売状況は、前期に引続き「つけ麺の達人」シリーズが好調に推移しました。また、冷たいながらもコクのあるトマトスープの新感覚ラーメン「冷たいトマトのラーメン」やご当地焼そば「横手風焼そば」も好調に推移しました。

また、日清食品冷凍㈱の販売状況は、「冷凍 日清スパ王プレミアム」シリーズが売上を伸ばしました。また、ご当地焼そば「冷凍 日清横手風焼そば」や「冷凍 日清得正カレーうどん」など有名店シリーズも好調に推移しました。この結果、低温事業の売上高は、126億42百万円となり、営業利益は、7億59百万円となりました。

④ 米州

米州においては、「CHOW MEIN」を中心とした電子レンジ調理即席めん類が堅調に推移したものの、既存カップめんの販売数量減少及び為替が円高になったことにより売上高は72億19百万円となりました。営業利益は、販売競争の激化に伴う販売費の増加等により6億円29百万円となりました。

⑤ 中国

中国では、高価格商品の販売が堅調に推移しましたが、既存袋めんの販売数量減少及び為替が円高になったことにより、売上高は45億10百万円となりました。営業利益は、原材料の高騰や販売費の増加等により4億75百万円となりました。

また、報告セグメントに含まれない事業セグメントについて、国内の菓子事業、飲料事業、外食事業等並びに欧州地域、アジア地域を含んだ「その他」の売上高は103億41百万円となり、営業利益は5億33百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、資金という。）は、前第1四半期連結会計期間における146億72百万円の減少から、2億86百万円の増加となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は24億76百万円（前年同期比21億86百万円の減少）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益の増加13億41百万円と、退職給付引当金の増減額の減少34億16百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は13億93百万円（前年同期比2億円の減少）となりました。これは主に有価証券の売却及び償還による収入が4億2百万円減少したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は9億88百万円（前年同期比188億83百万円の増加）となりました。これは主に自己株式の取得による支出が186億64百万円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、主に、食品事業を行う事業会社を傘下に有する持株会社であり、これらの事業会社を通じて、即席袋めん、カップめん、チルドめん、冷凍めんを主とするめん類の製造販売を中核に、その他事業としては、菓子、乳酸菌飲料の製造販売や外食事業を展開しております。

当社の企業価値の源泉は、①創業者が掲げ受け継がれる創業者理念、②時代に先駆けた創造性を活かした製品開発力や高い技術力、③「チキンラーメン」、「チャルメラ」、「カップヌードル」、「どん兵衛」、「U.F.O.」等を始めとしたロングセラーブランドやトップシェアを誇るブランドを育成するマーケティング力、④即席袋めん、カップめん、チルドめん、冷凍めんに加え外食事業（めん類）を含めた「めん」のフルラインナップ、⑤食品安全研究所による安全・安心への取組み、⑥お取引先、お客様との長期的な協力関係の維持等にあり、当社企業価値の根幹をなすものと考えております。

また、当社は、創業者である安藤百福が昭和33年に世界初のインスタントラーメン「チキンラーメン」を発明し、その後も「カップヌードル」など、これまでにない食の創造で、世の中に対して常に新しい提案を続けてきました。そしていま、さまざまなカテゴリーの広がりとともに、「総合めんメーカー」から「総合食品メーカー」へと歩みを進めています。

しかし、当社が目指しているのは、単なる総合化ではありません。それは強いブランドを創造・育成する「ブランディングコーポレーション」への進化です。さまざまな食品カテゴリーの中で、常に新しい提案を続け、NO. 1ブランドを目指すこと。そして、そのNO. 1ブランドの集合体として強い日清食品グループを作り上げる。個々のカテゴリーのブランドが互いに共鳴し合い、シナジー効果を発揮してさらに広がっていくこと。このようなグループを構築し、企業価値、株主共同の利益確保・向上に努めます。

また当社は、平成20年に創業50周年を迎え、新たなグループスローガン『もっと「食」を動かそう。』を掲げ、「人々に幸せを提供」、「地球の環境を保護」、「新しい生活スタイルの提案」、「食の楽しさを追及」、「人々の健康の維持」等、新たな展開を図っております。“攻めの姿勢”と“スピード感”を持って、必要な資源の積極投入により、常に構造改革やグループシナジーの拡大、グループ収益力の強化に努め、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に努めます。

②不適切な支配の防止のための取組み

当社は、大規模買付者により大規模買付行為が行われる場合、これを受け入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご自身の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の事業及び経営の方針に直ちに大きな影響を与えるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、上記①で述べた当社の企業価値の根幹を脅かし、当社の企業価値及び株主共同の利益に明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされるおそれも、決して否定できない状況にあります。

そこで、当社としては、大規模買付行為が行われようとする場合、大規模買付者に対して大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付者の提案する事業及び経営の方針等が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、更に、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社の事業及び経営の方針等について大規模買付者と交渉・協議を行い、あるいは当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様に提示するというプロセスを確保するとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、株主の皆様に対する責務であると考えております。

当社は、かかる見解を具体化する施策として、平成19年4月23日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本対応策」といいます。）の導入を決議し、平成22年5月21日開催の当社取締役会で、本対応策の更新を決議しております。また、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関する手続き並びに大規模買付者が当該手続きを遵守しない場合又は、大規模買付行為によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置発動の要件、手続き及び内容に関するルール（「大規模買付ルール」）を定めております。

③不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、並びに当社が発動しうる対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに対抗措置の内容及び発動要件は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

なお、本対応策においては、対抗措置の発動等に際して、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。独立委員は、厳格な基準の下で選任され、また、独立委員を解任するには当社取締役会において出席取締役の3分の2以上の賛成によらなければなりませんので、当社取締役会の恣意的な判断を遮断する高度な独立性、公平性が確保されております。また、独立委員会は、大規模買付者が出現した場合、当社の費用負担において、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）の助言を受けることができますので、独立委員会の実質的な判断の独立性、公平性、中立性及び客観性も担保されております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があり、また当社取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,084百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	117,463,685	117,463,685	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	117,463,685	117,463,685	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

1. 第2回新株予約権(第2回株式報酬型ストック・オプション)

平成20年6月27日定時株主総会決議及び平成21年6月3日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	633
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	63,300 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月27日 至 平成61年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,326 資本組入額 (注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算定した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
 - ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ②新株予約権者が、競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
 - ③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
 - ④新株予約権者が、重大な法令に違反した場合、当社の定款に違反した場合又は取締役を解任された場合には行使できないものとする。
 - ⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
 - ⑥新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注1)に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社法計算規則第17条第1

項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、「新株予約権の取得事由」及び「新株予約権の行使の条件」の定めに従って、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

2. 第3回新株予約権 (第3回株式報酬型ストック・オプション)

平成20年9月4日取締役会決議及び平成21年6月3日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,155
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	3,155 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月27日 至 平成61年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,678 資本組入額 (注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1及び2については、1. 第2回新株予約権(第2回株式報酬型ストック・オプション)の(注)1. 2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- ①新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権者が、競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
- ③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④新株予約権者が、重大な法令に違反した場合、当社又は子会社の定款に違反した場合又は解任若しくは懲戒解雇された場合には行使できないものとする。
- ⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
- ⑥新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 1. 第2回新株予約権(第2回株式報酬型ストック・オプション)の(注)4に同じ。

3. 第4回新株予約権（第4回株式報酬型ストック・オプション）

平成20年9月4日取締役会決議及び平成21年6月3日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	9,890
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	9,890 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月27日 至 平成61年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,678 資本組入額 (注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1及び2については、1. 第2回新株予約権（第2回株式報酬型ストック・オプション）の(注)1. 2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- ①新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権者が、競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
- ③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④新株予約権者が、重大な法令に違反した場合、当社又は子会社の定款に違反した場合又は解任若しくは懲戒解雇された場合には行使できないものとする。
- ⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
- ⑥新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 1. 第2回新株予約権（第2回株式報酬型ストック・オプション）の(注)4に同じ。

4. 第6回新株予約権（第6回株式報酬型ストック・オプション）

平成20年6月27日定時株主総会及び平成22年6月1日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	645
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	64,500 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月30日 至 平成62年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,617 資本組入額 (注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1及び2については、1. 第2回新株予約権（第2回株式報酬型ストック・オプション）の(注)1. 2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権者が、競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
- ③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④新株予約権者が、重大な法令に違反した場合、当社又は子会社の定款に違反した場合又は解任若しくは懲戒解雇された場合には行使できないものとする。
- ⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
- ⑥新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 1. 第2回新株予約権（第2回株式報酬型ストック・オプション）の(注)4に同じ。

5. 第7回新株予約権（第7回株式報酬型ストック・オプション）

平成20年9月4日取締役会決議及び平成22年6月1日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,710
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	5,710 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月30日 至 平成62年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,004 資本組入額 (注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1及び2については、1. 第2回新株予約権（第2回株式報酬型ストック・オプション）の(注)1. 2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- ①新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権者が、競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
- ③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④新株予約権者が、重大な法令に違反した場合、当社又は子会社の定款に違反した場合又は解任若しくは懲戒解雇された場合には行使できないものとする。
- ⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
- ⑥新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 1. 第2回新株予約権（第2回株式報酬型ストック・オプション）の(注)4に同じ。

6. 第8回新株予約権（第8回株式報酬型ストック・オプション）

平成20年9月4日取締役会決議及び平成22年6月1日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	20,081
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	20,081 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月30日 至 平成62年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,004 資本組入額 (注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1及び2については、1. 第2回新株予約権（第2回株式報酬型ストック・オプション）の(注)1. 2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- ①新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権者が、競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
- ③1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④新株予約権者が、重大な法令に違反した場合、当社又は子会社の定款に違反した場合又は解任若しくは懲戒解雇された場合には行使できないものとする。
- ⑤新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
- ⑥新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 1. 第2回新株予約権（第2回株式報酬型ストック・オプション）の(注)4に同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	117,463,685	—	25,122	—	48,370

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,813,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,470,700	1,104,707	—
単元未満株式	普通株式 179,385	—	—
発行済株式総数	117,463,685	—	—
総株主の議決権	—	1,104,707	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日清食品ホールディングス株式会社	大阪市淀川区西中島 4-1-1	6,813,600	—	6,813,600	5.80
計	—	6,813,600	—	6,813,600	5.80

(注) 当第1四半期会計期間末現在(平成22年6月30日)の自己名義所有株式数は6,794,582株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は5.78%であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	3,250	3,210	3,340
最低(円)	3,090	2,975	2,980

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,957	67,304
受取手形及び売掛金	38,907	43,606
有価証券	19,596	22,653
商品及び製品	9,893	7,666
原材料及び貯蔵品	6,878	6,805
その他	9,892	8,074
貸倒引当金	△352	△299
流動資産合計	151,774	155,810
固定資産		
有形固定資産		
土地	46,952	46,946
その他(純額)	※1 70,057	※1 62,331
有形固定資産合計	117,009	109,278
無形固定資産		
のれん	3,961	4,149
その他	694	701
無形固定資産合計	4,655	4,850
投資その他の資産		
投資有価証券	113,810	119,287
その他	19,764	19,554
貸倒引当金	△367	△370
投資その他の資産合計	133,207	138,471
固定資産合計	254,873	252,600
資産合計	406,648	408,410
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	40,555	40,400
短期借入金	1,716	2,030
未払金	17,230	19,240
未払法人税等	3,883	7,982
その他	※2 21,379	※2 18,434
流動負債合計	84,764	88,088
固定負債		
長期借入金	※2 13,094	※2 9,869
退職給付引当金	21,096	22,470
その他	14,578	16,031
固定負債合計	48,769	48,371
負債合計	133,533	136,459

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,122	25,122
資本剰余金	48,416	48,416
利益剰余金	227,145	223,857
自己株式	△20,390	△20,448
株主資本合計	280,293	276,948
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	632	3,587
土地再評価差額金	△7,682	△7,682
為替換算調整勘定	△6,228	△6,600
評価・換算差額等合計	△13,278	△10,695
新株予約権	428	204
少数株主持分	5,670	5,494
純資産合計	273,114	271,951
負債純資産合計	406,648	408,410

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	90,732	89,125
売上原価	50,043	47,444
売上総利益	40,688	41,680
販売費及び一般管理費	※1 32,742	※1 31,866
営業利益	7,945	9,813
営業外収益		
受取利息	214	159
受取配当金	751	896
有価証券売却益	646	—
持分法による投資利益	275	437
為替差益	564	—
その他	96	125
営業外収益合計	2,548	1,618
営業外費用		
支払利息	67	60
為替差損	—	226
その他	128	100
営業外費用合計	195	388
経常利益	10,298	11,043
特別利益		
貸倒引当金戻入額	52	—
投資有価証券売却益	—	848
その他	4	79
特別利益合計	57	928
特別損失		
固定資産廃棄損	64	10
投資有価証券評価損	30	294
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	67
その他	6	5
特別損失合計	101	377
税金等調整前四半期純利益	10,253	11,594
法人税等	※2 3,524	※2 4,256
少数株主損益調整前四半期純利益	—	7,338
少数株主利益	139	168
四半期純利益	6,589	7,170

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	10,253	11,594
減価償却費	2,062	2,522
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2,043	△1,373
持分法による投資損益(△は益)	△275	△437
売上債権の増減額(△は増加)	4,449	4,727
たな卸資産の増減額(△は増加)	△906	△2,251
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,892	123
未払金の増減額(△は減少)	△2,774	△2,033
その他	△2,172	△2,616
小計	9,785	10,254
法人税等の支払額	△7,348	△8,957
その他	2,226	1,178
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,662	2,476
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△0	△0
有価証券の売却及び償還による収入	5,002	4,599
有形固定資産の取得による支出	△3,456	△6,892
有形固定資産の売却による収入	4	8
投資有価証券の取得による支出	△8,260	△606
投資有価証券の売却による収入	8,234	1,021
その他	△2,717	474
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,193	△1,393
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(△は減少)	△2,608	△298
長期借入れによる収入	5,200	3,370
自己株式の取得による支出	△18,665	△0
配当金の支払額	△3,056	△3,872
少数株主への配当金の支払額	△51	△12
その他	△690	△173
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,871	△988
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,098	191
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△15,303	286
現金及び現金同等物の期首残高	71,491	72,688
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	631	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	56,819	72,974

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 在外連結子会社等の収益及び費用の換算方法の変更</p> <p>在外連結子会社等の収益及び費用は、従来、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。</p> <p>この変更は在外連結子会社等における短期的な為替相場変動の影響を排除し、期間損益をより適正に表示するために行ったものであります。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、129,520百万円です。</p> <p>※2 財務制限条項 連結子会社である株式会社ニッキーフーズは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする計5社の協調融資による分割実行可能期間付シンジケートローン契約（借入金残高4,800百万円）を締結しております。この契約には次の財務制限条項（単体ベース）が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの通知により、契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。</p> <p>①貸借対照表の純資産の部の金額を平成20年9月決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。</p> <p>②損益計算書上の経常損益につき、2期連続して損失を計上しないこと。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、127,048百万円です。</p> <p>※2 財務制限条項 連結子会社である株式会社ニッキーフーズは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする計5社の協調融資による分割実行可能期間付シンジケートローン契約（借入金残高4,900百万円）を締結しております。この契約には次の財務制限条項（単体ベース）が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの通知により、契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。</p> <p>①貸借対照表の純資産の部の金額を平成20年9月決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。</p> <p>②損益計算書上の経常損益につき、2期連続して損失を計上しないこと。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>2,979百万円</td> </tr> <tr> <td>運賃・倉敷保管料</td> <td>5,323</td> </tr> <tr> <td>拡販費</td> <td>13,492</td> </tr> </table> <p>※2 「法人税等調整額」は「法人税等」に含めて表示しております。</p>	広告宣伝費	2,979百万円	運賃・倉敷保管料	5,323	拡販費	13,492	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>3,012百万円</td> </tr> <tr> <td>運賃・倉敷保管料</td> <td>5,359</td> </tr> <tr> <td>拡販費</td> <td>13,983</td> </tr> </table> <p>※2 同左</p>	広告宣伝費	3,012百万円	運賃・倉敷保管料	5,359	拡販費	13,983
広告宣伝費	2,979百万円												
運賃・倉敷保管料	5,323												
拡販費	13,492												
広告宣伝費	3,012百万円												
運賃・倉敷保管料	5,359												
拡販費	13,983												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
62,538	66,957
預入期間が3か月を超える定期預金	預入期間が3か月を超える定期預金
△6,518	△5,933
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）	取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）
799	11,949
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>現金及び現金同等物</u>
56,819	72,974

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,174,636百株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 67,945百株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 428百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,872	35	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	即席めん及び 付随する事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	80,994	9,738	90,732	—	90,732
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	1,951	1,951	(1,951)	—
計	80,994	11,690	92,684	(1,951)	90,732
営業利益	7,434	855	8,289	(343)	7,945

(注) 1 事業区分は、製品の種類・性質等を考慮して区分しております。

2 各事業の主な製品

(1) 即席めん及び付随する事業……即席袋めん、カップめん、チルド食品、冷凍食品

(2) その他の事業……菓子、飲料、外食事業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	76,045	8,053	6,633	90,732	—	90,732
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	308	—	—	308	(308)	—
計	76,353	8,053	6,633	91,040	(308)	90,732
営業利益	6,270	911	1,017	8,199	(253)	7,945

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……米国、メキシコ

(2) その他の地域……中国、ドイツ、ハンガリー

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	8,121	6,748	14,869
II 連結売上高(百万円)			90,732
III 連結売上高に占める海外売上高の 割合(%)	9.0	7.4	16.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……米国、メキシコ

(2) その他の地域……中国、ドイツ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は持株会社制を採り、国内7事業会社、海外4地域を戦略プラットフォームとして即席麺事業を中心に展開し、「日清食品」「明星食品」「低温事業」「米州地域」「中国地域」を報告セグメントとしております。「日清食品」「明星食品」「米州地域」「中国地域」は主として即席袋めん及びカップめんを製造販売し、「低温事業」はチルド製品及び冷凍製品を製造販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	日清食品	明星食品	低温事業	米州地域	中国地域	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	43,986	10,425	12,642	7,219	4,510	78,783	10,341	89,125	—	89,125
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	238	357	125	—	93	814	3,665	4,480	△4,480	—
計	44,225	10,782	12,767	7,219	4,603	79,598	14,007	93,605	△4,480	89,125
セグメント利益	5,536	1,095	759	629	475	8,495	533	9,028	784	9,813

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内の菓子事業、飲料事業、外食事業等並びに欧州地域、アジア地域を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額784百万円には、退職給付関係費用1,004百万円、のれんの償却額△187百万円、セグメント間取引消去等△32百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号）を適用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 272百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

第6回株式報酬型ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 73,200株
付与日	平成22年6月29日
権利確定条件	——
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自平成22年6月30日 至平成62年6月29日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	2,616

第7回株式報酬型ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 5,710株
付与日	平成22年6月29日
権利確定条件	——
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自平成22年6月30日 至平成62年6月29日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	3,003

第8回株式報酬型ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	子会社の取締役 31名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 21,329株
付与日	平成22年6月29日
権利確定条件	——
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自平成22年6月30日 至平成62年6月29日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	3,003

(資産除去債務関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 2,412.74円	1株当たり純資産額 2,406.26円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 55.37円	1株当たり四半期純利益金額 64.80円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 55.36円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 64.73円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	6,589	7,170
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	6,589	7,170
期中平均株式数(百株)	1,190,145	1,106,562
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(百株)	293	1,126
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月5日

日清食品ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 潤一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日清食品ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日清食品ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月5日

日清食品ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 潤一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日清食品ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日清食品ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。